

第24回岩手県環境審議会

日 時 平成24年6月7日（木）13時30分～
場 所 アイーナ 803会議室

1. 開 会

○伊藤環境生活部副部長 ただいまから第24回岩手県環境審議会を開催いたします。

ご出席いただいている委員の皆様は、委員及び特別委員総数31名のうち27名であり、過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、本審議会にあつては会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページにて公開することといたしておりますので、あらかじめご了承ください。

2. あいさつ

○伊藤環境生活部副部長 では、初めに工藤環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

○工藤環境生活部長 工藤です。大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今回の環境審議会、委員の方々の任期満了に伴いまして、再任あるいは新しく委員をお願いしたところでございます。こうしたところ、皆様方から大変ご多用中にもかかわらず、ご快諾いただいたということで感謝申し上げたいと存じます。

今回の改選に伴いまして、4名の方々に新しく委員に就任していただくことになりました。また、関係行政機関におきましては、特別委員ということで3名の方々にご就任いただいたところでございます。当審議会は県内における環境の保全に関する重要事項についてご審議いただくことを目的として設置されているものでございます。また、委員会の中に大気、水質、自然・鳥獣、温泉、そして青森県境産業廃棄物不法投棄対策、さらに災害廃棄物処理対策と6つ部会及び特別部会が設置になっており、知事からの諮問事項につきましてご審議いただくということになってございます。

本日の審議会は、新たな任期の初めての審議会となりますので、後ほど会長の選任を行っていただきますほか、平成15年度に青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会で作成されました岩手・青森県境不法投棄事案における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画の変更についてを諮問事項としております。また、審議会終了後に各部会の開催も予定しているところでございます。前回の環境審議会から今回の環境審議会までに行われ

ました部会の報告でありますとか、岩手県災害廃棄物処理詳細計画の改訂等についての報告もさせていただきたいと考えております。限られた時間ではございますが、委員の皆様方には忌憚のないご意見を頂戴いただきたいと思いますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○伊藤環境生活部副部長 それでは、次に議事に入ります前に、今回委員の改選がありましたので、五十音順に委員及び特別委員の皆様をご紹介します。皆様には本日ご出席の名簿ということで配付してございますので、それをご覧になりながらということでご紹介をさせていただきます。

青井俊樹委員でございます。

生田弘子委員でございますが、本日は欠席ということでございます。

次に、市原裕子委員でございます。

伊藤歩委員でございます。

内澤稲子委員でございます。

大澤長嘉委員でございます。

大塚尚寛委員でございます。

小野寺キイ子委員でございます。

小原正弘委員でございます。

勝部修委員でございます。

川邊弥生委員でございますが、本日は欠席でございます。

続きまして、越谷信委員でございます。

坂下洋子委員でございます。

佐藤きよ子委員でございます。

佐藤雅子委員でございます。

篠木幹子委員でございます。

渋谷晃太郎委員でございます。

杉本功陽委員でございます。

高橋由一委員でございます。

竹原明秀委員でございます。

立身政信委員でございます。

千葉啓子委員でございます。

中澤廣委員でございます。

永田京子委員でございます。

野澤日出夫委員でございます。

平賀喜代美委員でございます。

宮本ともみ委員でございます。

由井正敏委員は、本日欠席でございます。

次に、特別委員でございます。丸山恵史委員でございます。

それから、山本昭委員は本日欠席でございます。

川嶋直樹委員でございます。

以上でございます。

続きまして、県側の職員を紹介させていただきます。

工藤環境生活部長でございます。

谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長でございます。

伊勢環境生活企画室企画課長でございます。

玉懸環境保全課総括課長でございます。

大泉資源循環推進課総括課長でございます。

小野寺自然保護課総括課長でございます。

松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長でございます。

中村廃棄物特別対策室再生・整備課長でございます。

私は、副部長兼環境生活企画室長の伊藤でございます。よろしくお願いたします。

3. 議 事

- (1) 岩手県環境審議会会長の選任について
- (2) 岩手県環境審議会会長職務代理者の指名について
- (3) 岩手県環境審議会部会員の指名について
- (4) 岩手県環境審議会運営規程の一部改正について
- (5) 岩手・青森県境不法投棄事案における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画の変更について（諮問）

○伊藤環境生活部副部長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

本来であれば審議会の会長が議長を務めるところでございますが、本日の審議会は委員改選後最初の審議会となりますので、暫時事務局におきまして進行させていただきます。

議事の1といたしまして、初めに会長の選任をお願いしたいと思います。審議会条例第3条第1項の規定により、会長は委員の互選によることとされておりますが、どのような方法での選任がよろしいかお諮りいたします。

○千葉委員 はい。

○伊藤環境生活部副部長 どうぞ。

○千葉委員 会長の選任は指名推選でよろしいかと思えます。会長さんは、今回お辞めになりました海田先生の時に審議会の会長代理を務めていただきました大塚委員さんが適任かと思えますので、あわせてご推薦申し上げます。

○伊藤環境生活部副部長 ありがとうございます。ただいま千葉委員から会長の選任は指名推薦とし、会長には大塚委員との推薦があります。他にございますでしょうか。

「なし」の声

○伊藤環境生活部副部長 ないようでございますので、千葉委員からご提案があったとおり、指名推選により大塚委員を会長に選任することについて、皆様ご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

○伊藤環境生活部副部長 異議なしとのことでございますので、会長は大塚委員をお願いしたいと思います。

それでは、委員会条例第3条第2項の規定により、会長は会議の議長となるとされておりますので、大塚会長には会長席にお移りいただき、以後の議事進行をお願いしたいと思います。

大塚委員、よろしくお願ひいたします。

○大塚会長 ただいま会長に選任されました大塚でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。昨年3月11日に起きました東日本大震災津波被害につきまして、現在でも沿岸部では災害廃棄物処理等が行われているということで、岩手県におきましては震災復興に向けた取組が第一の課題かと思えます。こういった中で、自然にめぐまれた岩手の豊かさを次の世代に引き継いでいくためには環境への取組というものも非常に重要なところがございます。冒頭、部長さんからのご挨拶ございましたけれども、この環境審議会では、それぞれの専門の立場、あるいは県民の立場から色々なご意見やご提言いただければと思えますので、どうぞ

よろしくお願ひいたします。微力ではございますが、会長として審議会の進行をさせていただきますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、着席しまして議事を進行させていただきます。

それでは、会議の次第によりまして議事を進めてまいります。議事の2、会長職務代理者の指名についてを議題といたします。会長職務代理者の指名につきましては、審議会条例第3条第3項の規定によりまして、会長が指名することとなっております。そこで職務代理者には廃棄物工学がご専門で、前期におきまして災害廃棄物処理対策特別部会長でありました中澤委員にお願いしたいと思いますが、中澤委員よろしいでしょうか。

○中澤委員 よろしくお願ひします。

○大塚会長 それでは、会長職務代理者につきまして、中澤委員にお願いいたします。

次に、議事の3、部会委員の指名についてを議題とします。

部会委員は、審議会条例第8条第2項の規定によりまして、会長が指名することとされております。当審議会には6つの部会が設置されておりますので、それぞれの部会の委員を私から指名させていただきます。現在お手元に環境審議会部会委員一覧をお配りしておりますので、まずはその資料をご確認いただきたいと思います。

それでは、委員を部会ごとに五十音順でお呼びいたします。

まず、大気部会です。大塚尚寛委員、勝部修委員、坂下洋子委員、佐藤雅子委員、篠木幹子委員、立身政信委員、千葉啓子委員、以上の7名の委員でございます。

次に、水質部会です。生田弘子委員、伊藤歩委員、佐藤きよ子委員、杉本功陽委員、高橋由一委員、千葉啓子委員、野澤日出夫委員、丸山恵史特別委員、山本昭特別委員、川嶋直樹特別委員、以上10名の委員の皆さんであります。

次に、自然・鳥獣部会です。青井俊樹委員、市原裕子委員、小野寺キイ子委員、小原正弘委員、川邊弥生委員、越谷信委員、渋谷晃太郎委員、竹原明秀委員、永田京子委員、由井正敏委員、以上10名の委員の皆様でございます。

次に、温泉部会です。内澤稲子委員、大澤長嘉委員、越谷信委員、佐藤雅子委員、渋谷晃太郎委員、平賀喜代美委員、宮本ともみ委員、以上7名の委員の皆様です。

次に、青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会です。伊藤歩委員、大塚尚寛委員、越谷信委員、佐藤きよ子委員、篠木幹子委員、立身政信委員、中澤廣委員、野澤日出夫委員、以上8名の委員の皆様です。

最後に、災害廃棄物処理対策特別部会です。大塚尚寛委員、千葉啓子委員、中澤廣委員、野

澤日出夫委員、以上4名の委員の皆様です。

ただいま読み上げましたとおりにお願いしたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

「はい」の声

○大塚会長 それでは、このとおり進めさせていただきます。部会委員となりました皆様にはどうぞよろしく願いいたします。

次に、議事の4、岩手県環境審議会運営規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○伊勢企画課長 環境生活企画室の伊勢でございます。それでは、岩手県環境審議会運営規程の一部改正についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料No.1をご覧いただきたいと思います。まず最初に、後ろの方に1—3という資料がございます。岩手県環境審議会運営規程でございます。これの4ページの第9条の真ん中あたり、部会の議決となっております。1行目から、「条例第8条第3項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、別表2のとおりとする。」というふうでございます。5ページの方に別表2があります。大気部会、水質部会、自然・鳥獣部会、温泉部会ときて、この大気部会と水質部会、ここの条項を改正しようとするものでございます。この部分に関しましては、部会の議決をもって審議会の議決とすることができるということを規定している条文となっております。

それでは、資料No.1—1の一番先頭のページに戻っていただきまして、まず大気部会における審議事項の一部改正についてでございます。改正前となっている欄の下線部分のそれぞれ「都市計画法の用途指定に伴い指定するものに限る」、これを削除しようとするものでございます。下の方の備考に改正理由が書いてございますけれども、2の航空騒音の環境基準が改正されまして、平成25年4月1日から施行されることとなっております。新環境基準の類型指定を今年度中に行う必要がございます。指定内容について審議会で審議を行う必要があるものでございます。この案件は、大気部会の審議事項であるとともに専門性が高いものであることから、都市計画法の用途指定に伴い指定するものに限らず、部会の議決をもって審議会の議決とするための所要の改正をしようとするものでございます。この航空騒音の部分に関しましては、自然環境保全審議会というものと環境審議会の2つが統合して大きな環境審議会に平成14年になったわけでございますけれども、その前は環境審議会の本会の方で審議されていたものでございますけれども、審議会自体が大きくなったということがあり

まして、騒音を大気部会の方に戻そうというものでございます。今回は統合後、初めてその案件について審査することとなったところでございますので、この機会に改正しようとするものでございます。また、その他環境基準の類型指定、騒音、振動それぞれの規制地域の指定につきましても航空機騒音と同様の規定であることから、今回併せて改正を行おうとするものでございます。

次に、資料No.1—2をご覧くださいと思います。この水質部会における審議事項の一部改正でございますけれども、こちらに関しましては、これまでの1、2に追加いたしまして、3、4を足そうとするものでございます。健康有害物質等に係る排水基準として、この3につきましては、環境審議会に意見を聴かなければならないという規定が「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」に定められております。この条例の施行規則に1,4—ジオキサンという環境物質の基準の追加を検討することとなっております。その検討は水質部会の審議事項と密接な関係があるとともに、専門性が高いものであることから水質部会の意見を聴こうとするものでございます。また、これにつきましてもこれまで案件がなかったもので、4の健康有害物質に係る土壌及び地下水の基準値の設定、これにつきましても条例の方に意見を聴く旨の規定となっており、近い将来基準の設定が想定されるものでございますので、この際、改定しようとするものでございます。

以上が規程の改正の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○大塚会長 ありがとうございます。ただいま環境審議会運営規程の一部、具体的には大気部会における審議事項と水質部会における審議事項の一部を改正する内容と理由について説明ございましたけれども、ただいまの部分につきましてご質問等ございませんでしょうか。皆様ご意見ございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 それでは、議事の4、岩手県環境審議会運営規程の一部改正については、原案のとおり変更することにご異議ないということで、原案のとおり決定することいたします。

次に、議事の5、岩手・青森県境不法投棄事案における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画の変更（諮問）を議題とさせていただきます。

県から当審議会への諮問ということですので、岩手・青森県境不法投棄事案における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○中村再生・整備課長 廃棄物特別対策室再生・整備課長の中村と申します。岩手・青森県境不法投棄事案における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画の変更につきまして、座らせて説明させていただきます。

資料No.2-1、2-2、2-3が資料になっておりますけれども、まず資料No.2-3、現在の県境の不法投棄の汚染状況についての1ページですけれども、平成16年から廃棄物の撤去を始めまして、現在30万6,000トンまで撤去が終わっています。廃棄物の推定総量が34万2,000トンということで90%ぐらいまで来ているということで、あと10%ぐらい処理すると終わりというふうなところまで来ております。

それで、県境現場を13地区に分けて、それぞれ廃棄物の種類が違うのですが、これまで13地区のうち9地区で撤去完了、残り4地区というような状況になってきております。今年度この4地区の撤去を終わるとすべて廃棄物の撤去が完了ということで、廃棄物の撤去につきまして今年度中に完了するというようなことでございます。

1ページめくっていただきまして、大体県境の現場はこのような形になっておりまして、今年度は太平洋セメント、三菱マテリアル、エコシステム秋田、それぞれに、下の表にあるとおり処理をお願いして3万8,000トン処理を計画しています。本年度に入ってから大体4月、5月で5,000トン弱処理しまして、今残っているのは3万4,000トン、それで埋まっている廃棄物が7,000トンぐらい、大体3万トン弱は掘り上げている、それを出すだけということで、掘る方は今年度中に必ず終わると、処理をお願いするのも終わるという状況になっております。つまり廃棄物の処理については今年度中に完了ということなのです。

4ページ目を見ていただきたいのですが、県境現場は廃棄物だけではなく、廃棄物で汚染された土壌もあったということで、汚染土壌の対策もやっております。大体3万1,000㎡の汚染土壌の面積があります。その中でも最も汚染がひどかった、県のほうでN地区と呼んでいるのですが、その地区を最初に手を掛けまして、87区画ありますけれども、1区画は10m四方です。ですから8,700㎡の浄化対策をやったところ、4月までに9区画900㎡を残して全てきれいになったというような状況になってきております。そのほかの汚染土壌、汚染された土地につきましては5ページにありますように地下水層より上の部分、不飽和帯と呼んでいるのですが、ここは88区画あったのが27区画になっており、ここにつきましては8月までには全量撤去できるということできれいになる計画であります。あと地下水面より下の部分、これにつきましては215区画あって、現在のところ173区画がまだ汚染されているというような状況ですけれども、これも24年度末、3月までにはかな

りきれいになるという計画になっております。

それで、なぜ計画の変更が必要かということですが、廃棄物がなくなったのですが、平成21年度に新たに環境基準に指定されました1,4-ジオキサンという物質につきまして、現在も地下水を測定しているところですが、1,4-ジオキサンがどこに留まっているかわからないということで、実施計画についてちょっと変更しなければならないと考えておまして、資料No.2-2につきまして、現行の実施計画につきましては24年度までに廃棄物の撤去、その他の土壌の除去等を終了させるという計画で大臣の同意を得ております。これまでの状況では、先ほど言った廃棄物の撤去につきましては終わるのですが、土壌汚染、地下水汚染ということで浄化対策をやってきておりますけれども、先ほど言った1,4-ジオキサンにつきましてちょっとかかりそうということで、その部分に関して24年度で終了するという計画を5年延ばして29年度には終了する計画に変更したいと考えております。国でこの実施計画の基になっております法律なのですが、特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する特別措置法、これが平成25年3月までの時限立法だったので、現在この法律を10年延長するというような法案が審議されております。それで、県境の地下水の処理の対策につきましてこの法案の改正に併せて、県としても5年間延長したいということで計画の変更が必要になるということで、審議会でご審議いただければと思います。

変更項目なのですが、資料No.2-2の右側にある事業期間につきましては5年間延長、現地浄化につきましては積極的に地下水をくみ上げて揚水処理をということと、あとは文言の訂正で、当初計画では廃棄物量が18万8,000トン、汚染土壌は8万3,800トンなのですが、それぞれ実態に合わせて34万2,000トン、11万3,400トンに変更したいと考えております。スケジュール的には、この下にありますようにジオキサン対策や場外モニタリングを継続して行う予定であります。

あと工作物撤去や跡地整形につきましては、廃棄物の撤去が若干遅れましたので、25年度に行いたいと考えております。変更につきまして、審議会とか部会のスケジュールは次のとおりになっておまして、国の方でまだ法案が成立していないのですが、それを待ってからだと24年度中に同意を得るのはちょっと難しいものがあるということで、法案の審議と並行させて審議会の方で審議していただければと思ひまして、審議会に詰問させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○大塚会長 ありがとうございます。

ただいま岩手・青森県境における特定産業廃棄物の処分状況について説明いただきまして、今回諮問いただきました計画の変更案における詳細事業についてご説明いただきましたけれども、ただいまの説明について質問等ございますでしょうか。

○大塚会長 はい。どうぞ。

○篠木委員 資料No.2—2の2番目の現行計画に関わる変更の必要性というところの(2)のところについてちょっとお伺いしたいのですけれども、平成21年11月に1,4—ジオキサンについては、低減傾向が明確になっておらず、5年程度の浄化期間を要するというように計画変更になるかと思うのですが、低減傾向が明確になっていないというのは時間がかかるといって明確になっておらず、それが5年たったら大丈夫だということでの5年間の延長という理解でよろしいでしょうか。

○中村再生・整備課長 これまで2年間ジオキサンを測定していますけれども、濃いところは薄まったり、なかったところが出たりということで、かなりばらつきが現場内の地区地区であります。それを地区内一帯ということで平均をとるとやや減少傾向があるということで、5年できれいになる、環境基準まで下がるということを数学的に関数で予測したので5年延長することにいたしました。

○篠木委員 わかりました。どの関数を使うか、どの想定値を使うか、最初の初期値をどこに置くかという、その見込みによって、5年で大丈夫かどうかということが心配になったもので。

○大塚会長 他にいらっしゃいますか。はいどうぞ。

○川嶋特別委員(原田代理) 2つほどお伺いしたいと思います。1点目なのですが、特措法が今、国会で審議中ですが、もともとこの特措法を延期させるという国の方針は、背景が何なのかということをお伺いしたいということが1点。

それから、もう1点は、本来だったら、法案が成立してから議論するべきではないかと。事務手続上の問題なのかどうかはわかりませんが、それを待つからでは今年度中の改正には追いつかないということだというふうに理解していますが、ちょっと心配なのが国で間違いなく今国会で成立する見通しであるのか、その辺も含めてお教え願いたいのですが。

○中村再生・整備課長 背景なのですけれども、全国でこの特措法を適用している県があります。そこの各県の状況なのですけれども、来年の3月までに適用されている県ですべてきれいになると言い切る県はありません。去年から特措法を適用している県で延長するように要望がなされていて、国の方もそれを理解していただいて延長するというので法案提出

をやっていただいたところです。

もう一つ、成立を待つということになりますと、今特措法を適用している県が一斉に計画の改正されたものを国の方に出しますと国の方での審査がありますので、それで時間をとられて24年度中に同意を得られないというようなことが起きますと25年度から事業ができなくなるということで、ある程度法律が成立するということを見越して審議をしていただいて、法律が通ったらばすぐ提出するような形をとらないと24年度中に同意を得るのは非常に難しいということで、まだ国会で審議中なんですけれども審議会の方に諮問しているところです。

○川嶋特別委員（原田代理） 二つ目の趣旨は、今国会通る見込みだったのではないかとということでしょうか。

○中村再生・整備課長 これは各県通らないと24年度非常に困ってしまいます。また、これで国の方も通したいという意向を持っております。

○川嶋特別委員（原田代理） この特措法は多分財政的な裏づけを伴うような法律だということが今よく分かりました。この特定産業廃棄物の処理でございますが、本来だったら原因者負担というのが原理原則だと私は思っているのですが、国の補助の計画、国の支援があって進めなくてはならないというのがよく分かりましたけれども、本来の原因者負担のところの話は今どうなっているのかなと思いました。多分これだけの処理をやるためには、例えば何十億も予算がかかるかと思うのですが、本来だったら原因者負担を徹底するべきだと思うのですが、この辺がどうなっているかちょっと教えていただきたいと思えます。

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 廃棄物特別対策室長の谷藤と申します。

今委員の方からお話ございましたように、原因者負担というのは原則と私どもも考えてございます。ただ、この原因者は既に清算法人の状態になっていまして、対策を執る力もないという状況になっております。県の方としてもこの事業を行うに当たりまして、実施計画の中でおよそ220億円という予算を計上して事業を進めてきております。その事業の進捗に伴って、原因者に対して、実際の行為者である青森県の産業廃棄物業者に対して費用求償してございますが、その回収はなかなか思うようにいっていないという状況です。もう一つの排出者責任として、廃棄物を廃棄した首都圏の事業者等の調査を行って、明らかに廃棄物処理法に違反している事業者に対しては廃棄物の撤去あるいは撤去に要する費用に応じた納付命令というものを出しながら対応してきているところでございますけれども、代執行に係る費用に対しての回収金額というのはなかなか追いつかないというのが現実でございます。

○大塚会長 他にございますでしょうか。 ございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 それでは、本日県から諮問されました岩手・青森県境不法投棄事案における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画の変更については、岩手県環境審議会運営規程第8条第2項及び第8条第5項の規定によりまして、この計画を作成した青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会の審議事項として付議しまして、青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会でご審議いただき、審議会にご報告していただきたいと思います。

以上で議事は終わります。

4. 部 会 報 告

- (1) 大気部会報告について
- (2) 水質部会報告について

○大塚会長 それでは、次に報告にいきたいと思います。

部会報告についてでございます。まず、1件目は大気部会からの報告でございます。前部会長を務めておりました、私大塚から報告をさせていただきます。

資料No.3-1をご覧ください。平成24年2月7日に第25回大気部会を開催いたしましたところ(1)としまして大気汚染防止法に基づく平成24年度大気汚染調査測定計画について、(2)の平成24年度ダイオキシン類に係る調査測定実施計画について審議しましたので、報告いたします。

まず、資料No.3-2、平成24年度大気汚染調査測定計画について表紙をめくっていただきまして、大気汚染土壌に基づく環境大気常時監視につきましては、下の方の測定局の配置でございますけれども、ここにありますように盛岡市が実施する分も含めまして、県内10市1町1村の15地点におきまして、測定方法としましては、左の1ページ、3の(1)測定項目①から⑦と書いてありますが、窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、一酸化炭素、これら7項目について測定することとしております。

また、有害大気常時監視におきましては、4ページを開けていただきますと表-4がございますけれども、ここに示しました県内8地点におきまして、項目としましては左3ページ中段でございます表-2における計22の物質を測定する計画となっております。今回の計画内容は大気汚染防止法上必要なものであり、事務局案のとおりといたしました。

次に、資料No.3—3をご覧ください。平成24年度ダイオキシン類に係る調査測定実施計画についてでございます。ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視につきましては、表紙の裏のページ、1ページになりますが、上の方に表がございますけれども、盛岡市での実施分を含めまして、県内6の施設におきまして一般環境で5地点、それから沿道で1地点測定する計画となっております。

また、大気の発生源周辺地点につきましては、下の表がございますけれども、その中の平成24年のところが濃い線で囲まれております。この欄で丸の紫波町、北上市、宮古市、九戸村及び盛岡市5地点で測定する計画となっております。今回の計画内容は適正なものであり、事務局案のとおりといたしました。

以上、大気部会から報告いたします。

○大塚会長 ただいまの大気部会からの報告につきましてご質問等ございませんでしょうか。はいどうぞ。

○川嶋特別委員（原田代理） ダイオキシン類の環境調査ですが、発生源周辺に追加された2地点、釜石と宮古は災害廃棄物の処理に対応したものでですか。

○玉懸総括課長 ご指摘のとおり、この2地点は災害廃棄物を処理するため、新たに設置するものです。

○大塚会長 ほかにご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 それでは、次に水質部会からの報告をお願いいたします。

千葉前部会長お願いいたします。

○千葉前水質部会長 水質部会のご報告をいたします。平成24年2月20日に水質部会を開催いたしまして、水質汚濁防止法に基づく平成24年度公共用水域及び地下水質測定計画並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく平成24年度ダイオキシン類調査測定計画について審議いたしました。

資料No.4—2をご覧ください。1ページから、平成24年度公共用水域水質測定計画、平成24年度地下水水質測定計画、平成24年度公共用水域水質測定計画、ダイオキシン類に係る調査測定実施計画が出ておりますけれども、いずれも、その内容が適切なものと認められたため、事務局案のとおりといたしました。これによりまして、平成24年度の公共用水域の測定計画が盛岡市の計画を含めまして県内で151区域の256地点で延べ2,550回の測定を行うことになりました。

それから、9ページをお開きください。平成24年度の地下水については、概況調査は77の井戸で2,009項目の測定を、汚染井戸周辺地区調査は20の井戸で60項目の測定を、継続監視調査は92の井戸で407項目の測定を実施します。14ページをお開きください。ダイオキシン類に係る調査測定として、平成23年度から平成28年度までの実施計画を示ししております。平成24年度のダイオキシン類常時監視地点は公共用水域38地点、地下水7地点、土壌7地点を実施する計画であります。

以上が水質部会の報告でございます。

○大塚会長 ありがとうございます。ただいまの水質部会からの報告につきましてご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

○中澤委員 1点教えていただきたいのですけれども、資料No.4-2の5ページ、平成24年度地下水質測定計画の汚染井戸周辺調査及び継続監視調査について、「自然界における濃度が高いものについては環境基準又は要監視項目の指針値を超える値が検出された場合に実施する」という文言があるのですけれども、実際岩手県において何かしらの濃度が高い地点というのはあるのでしょうか。

○玉懸総括課長 温泉地帯で自然由来により、砒素が高くなっている地域があります。

○中澤委員 砒素以外にはあるのでしょうか。

○玉懸総括課長 砒素以外の項目については、バックグラウンドが高い地域は確認されていません。

○大塚会長 よろしいでしょうか、そのほかございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 ございませんようですので、それでは部会報告はこれで終わらせていただきます。

5. そ の 他

- (1) 環境基本計画の追加事項について
- (2) 岩手県災害廃棄物処理詳細計画の改正等について
- (3) その他

○大塚会長 それでは、次第のその他に移ります。

ここでは、事務局から諸般の報告、説明などがあります。

まず、（１）の環境基本計画の追加事項について事務局から説明をお願いいたします。

○伊勢企画課長 それでは、環境基本計画の追加事項について、資料No.5をご覧いただきたいと思います。

本件は、岩手県環境基本計画に放射性関係に関わる部分を追加しようとするを今後検討を開始しようとしていることの報告でございます。

概要でございますけれども、放射性物質による大気汚染等の防止のための措置について、環境基本法の適用の対象とされる予定であることに伴いまして、県の環境基本計画に放射性物質による環境汚染に関する事項を加えることについて検討を進めるものでございます。

理由でございますけれども、環境基本法という法律がございまして、それは直接県に環境基本計画の策定を求めているものではございませんが、環境基本法のもとで国が講ずる環境保全のための施策に準じた施策について、総合的かつ計画的な推進を図ることを求めているものでございます。そのため、県としては条例を制定いたしまして、この条例に基づいて計画を策定しているということになっております。

現在の計画は、一昨年10月にご審議いただいて、平成23年度から施行になってございます。現状を見ますれば、2つ目の丸ですけれども、放射性物質による環境汚染を防止するための措置は、環境基本法ではなくて、原子力基本法等の下で講じられてきたものでございますけれども、今年の1月31日閣議決定されました環境省設置法等の一部を改正する法律案で環境基本法の対象とされるということになっております。ただ、この法律は現時点で未成立でございまして、この法律案原子力規制庁を規制するという法律、よくテレビで報道されておりますけれども、あれは実は10本位の法律を一括改正するという法律で、その中にこれも入っているのでございます。そういうことで、なかなか成立しなかったのですが、5月29日に審議入りされまして、今国会の会期末の6月21日までに成立を目指すということになったようでございますので、ほぼ確実に成立するのではないかと考えております。このことから、県の環境基本計画におきましても放射性物質による環境汚染に関する事項について、国の法律等改正の動向を踏まえながら、追加事項の検討を行おうということでございます。

3の内容ですけれども、現在想定しておりますことは、3章に施策の方向というのがありまして温暖化の防止からスタートいたしまして、7つの分野に分かれていますけれども、ここの部分の該当するであろう箇所に関連事項を追加したいということを考えております。

あと第4章に、指標がたくさんあるわけでございます。昨年指標の変更についてご審議いただいた部分でございますけれども、この中に何個か追加になるかなというふうに考えてございます。

スケジュールでございますけれども、1つ目のポツは本日のことございまして、法律が成立いたしましたらば、それらを盛り込む検討を開始しようというふうに考えております。5の関連事項の追加までの対応でございますが、環境基本計画に今の部分が盛り込まれるまで問題ないのかというご指摘があるかと思っておりますけれども、当面のモニタリングあるいは除染につきましては、いわて県民計画第2期アクションプラン、あと東日本大震災津波復興計画あるいは、測定の方針とか、放射線量低減の方針とか、そういったものがございまして、今までと同じように進めていくというふうに考えているものでございます。

今申し上げました計画に追加すると想定される中身に関しまして、現状について若干ご説明いたしたいと思っております。2ページをご覧いただきたいと思っております。2ページでございますけれども、放射線影響対策に関する県の取組を記載しているものでございます。これは、前回もお話しているものでございますので、今回、前回以降の変更点をお話ししたいというふうに考えております。

次に、まず1の環境放射能調査でございますけれども、(1)空間線量率につきましては、平成23年4月以降は事故前のレベルで推移しております。(2)につきましては、毎月測定しているものでございますけれども、これにつきましては最新のものは5ページでございます。5ページの放射線量率の調査結果でございますが、24年5月の最大値が0.37マイクロシーベルトとなっているものでございます。モニタリングポストにつきましては、昨年度の1局が現在は10局になって測定結果をリアルタイムでホームページの方に載せているものでございます。ゲルマニウム半導体検出器は、ベクレルの値を調べる検査機器でございますけれども、これについては1台が3台になったというところでございます。

(3)から(5)までは省略いたしまして、3ページをご覧いただきたいと思っております。3ページの住環境の除染等の(2)でございますけれども、放射性物質汚染対処特措法に基づく取組でございますけれども、ここは航空機モニタリングの調査等によりまして、環境大臣が汚染状況重点調査地域に指定して、重点地域は除染実施計画を作成し、調査や除染を実施するものでございます。奥州市、一関市、平泉町はこれに該当しておりまして、計画案を環境大臣に提出してありましたところ、遅れておりましたけれども、5月末に承認が整ったところでございます。3市町の計画は25年度を目標年次としておりまして、一部は法施行前か

ら実施されておりますが、県といたしましては合同検討会を開催するとともに、環境調査の実施等により3市町を支援して参りたいと考えているところでございます。

あと3の広報、啓発でございますけれども、(2)、本年度のところでございますけれども、本年度は食品汚染につきましては、食品の放射性物質汚染による健康影響等を考えるシンポジウムを5月から6月に4回実施したところでございます。こういったところが前回からの環境基本計画に追加しているところでございます。以上で説明を終わります。

○大塚会長 ありがとうございます。県の環境基本計画の追加事項について検討するというところで事務局からご説明をいただきました。また、併せて放射線影響対策に関する県の取組状況についてもご説明がありましたけれども、ただいまの説明につきまして質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

○坂下委員 今日が初めての参加なので、皆さんご存知なのかもしれないのですが、放射線を測定できるサーベイメーターとかモニタリングポスト、ゲルマニウム半導体検出器の設置場所なのですが、これはどのような観点でこのポイントが選ばれているのか教えていただければと思います。

○玉懸総括課長 モニタリングポストにつきましては、岩手県内の各地域を代表する地点で、管理がしやすい設置場所として、合同庁舎あるいは大学構内等を選定しています。それから、サーベイメーターにつきましても、各地域で利用できるように合同庁舎等に配備しており、地域の調査や貸出に対応しております。

○坂下委員 ありがとうございます。そうしますと、サーベイメーターは恐らく振興局さんを拠点に配置されているということだったのですけれども、ここに入っていない市町村がもし手を挙げればということでもなく、もうここは決まっているということでしょうか。

○玉懸総括課長 現在の55地点は県が選定した地点です。サーベイメーターによるモニタリングは県南を中心に実施していますが、市町村からの追加の要請等があれば協議のうえ対応いたします。

○大塚会長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。どうぞ。

○野澤委員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、この問題における県の専門委員会とかというものは現在あるのでしょうか、あるいはこの審議会で検討していくようなそういったところはあるのでしょうか。

○伊勢企画課長 環境基本計画作成に関してですか、それとも今のこのモニタリングとか除染とかの取組についてですか。

○野澤委員 はい、後者の方です。

○玉懸総括課長 県全体の放射線影響対策につきましては、去年の7月に知事を本部長とする放射線影響対策本部を設置して一元的に対応していますが、専門家等との連携については、各分野や事案毎に相談しながら取組を進めています。

○大塚会長 よろしいでしょうか。

「はい」の声

○大塚会長 それでは、その他の(2)岩手県災害廃棄物処理詳細計画の改正等について事務局から説明お願いいたします。

○松本災害廃棄物対策課長 災害廃棄物対策課長の松本でございます。災害廃棄物処理詳細計画の改訂についてご説明をいたします。失礼して着席してご説明させていただきます。説明は資料No.6-1、6-2に基づきましてご説明させていただきます。

まず最初に、資料No.6-1の8ページをお開きください。表-2.1.1で平成23年度災害廃棄物処理の取組経過について書いてございます。まず、ご説明の前に確認でございますけれども、災害廃棄物でございますが、これは廃棄物処理法に基づきまして一般廃棄物というふう整理されております。ということで、通常であれば市町村が処理をすると、市町村が処理主体ということになっておりますけれども、昨年3月11日に発生しました東日本大震災津波によります災害廃棄物は、この発生量が岩手県の1年間の一般廃棄物発生量の約10年以上の量ということで、単独の市町村、沿岸の市町村の独自の処理だけでは復旧、復興の足かせとなるということで、この表-2.1.1の一番上にありますように、第1回岩手県災害廃棄物処理対策協議会というものが開催されております。これは、岩手県知事が座長になっておりまして、沿岸12市町村の首長さん、それから国の関係機関の長が構成員になりまして、岩手県の災害廃棄物の処理について、ここで決めて処理を進めていくということで連携を図っていくことで設立されたものでございます。その後、5月16日、ここには書いてございませんけれども、環境省から東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針、いわゆるマスタープランが示されまして、国、県、市町村の役割分担が定められております。この中で、県では全体の計画を立てるといような中身になっておりましたので、6月20日、第2回岩手県災害廃棄物処理対策協議会におきまして、岩手県災害廃棄物処理実行計画を策定して処理を進めているということでございます。その後、第3回岩手県災害廃棄物処理対策協議会、8月30日に開催いたしまして、ここで処理実行計画からさらに中身を詰めまして、計画を立てておりまして、これが岩手県災害廃棄物処理詳細計画ということで、これに基づいてこの表-2.1.1に

お示ししてございますような取組をしてきたということでございます。ここからは、大変恐縮ですが、概要版、A3判の資料でご説明をさせていただきます。

本編では9ページ以降に書いてございますけれども、A3判の表側でございまして、左側に平成23年度の処理実績を記載しております。災害廃棄物の処理量及び種類でございまして、このグラフの上の方でございまして、昨年8月30日に策定しました詳細計画に基づく各年度の、平成23年度から平成25年度までの処理の計画、例えば平成23年度の目標は69万2,200トンで、全体の15.9%を処理しようというのが目標でございました。

大変失礼しました。その前に、その処理の前に、撤去につきましては、平成23年度内に終わらせるというようなことで、撤去につきましては生活環境に散乱しました廃棄物につきましては概ね撤去いたしまして、残っているのは建物の土台、あとは解体がまだされていない建物、概ねそういったような状況でございまして、撤去につきましてはほぼ目標どおりということでございます。

一方、処理につきましては今お話ししました目標15.9%に対して下の段のところでございますけれども、51万4,300トン、11.8%ということでございまして、15.9%の目標に対しましては、進捗率として74.3%ということでございます。その内訳は右の円グラフでございまして、細かくご説明はいたしませんけれども、コンクリートがらなどがものすごく処理の多いものでございます。下の方でございまして、23年度目標を下回った要因ということでございまして、災害廃棄物に対応する除塩、塩分を除くことでございまして、それから破碎選別施設、今回の災害廃棄物は、主に津波によって発生したものでありまして、非常に混合状態の廃棄物になっております。そのままではごみ処理施設で適切に処理ができませんので、破碎選別する必要がございまして、この施設の選定、整備に時間を要しました。この結果、目標より時間がかかってしまったというのが一つでございます。

それから、皆さんご承知のとおり福島第一原子力発電所の事故によりまして、放射性物質の問題が取りざたされてございまして、その放射性物質の問題によりまして、広域処理が若干影響を受けたということで目標を下回る結果になったということでございます。参考までに、下の方に51万4,300トンの処理の内訳、処理先の内訳などを表記しております。後をご覧ください。

右側の方をご覧ください。災害廃棄物推計量の精査というところでございまして、1年間、3月11日から処理を続けてきたところでございまして、破碎選別作業や、それから処理実績、破碎物の搬出状況などを考慮いたしまして、廃棄物の発生量がどうも昨年8月30日に

推計した時と大分状況が違っているということがわかってまいりましたので、4月から精査をしております。その結果、下の行あるいは下の棒グラフを見ていただきたいのですが、それぞれの廃棄物について昨年8月30日に推計した量から多いものあるいは少ないものがあるということがわかってまいりました。主なものとして5つほど並べておりますが、柱材・角材、これは建物の材木でございますけれども、概ね30センチ以上のものを柱材・角材と定義しておりますけれども、これは下の方のグラフでいきますと緑の部分でございますが、59万3,000トンほどと見積もっておりましたが、24万2,000トン程度しかないというのがわかってまいりました。これは当初一次仮置き場に積み上げたのですが、その結果、火災が何件か発生しております。火災を防止するために高さを下げております。高さが上がると、発熱した際に放熱する部分よりも蓄熱する方が多いということで、高さを下げると火災予防につながるということで、高さを平均5m以下にしました。その結果、ある一定の長さのものが廃棄物をあちこちに移動する過程によりまして砕けてしまったのだらうというような状況で、実際には59万3,000トンではなく24万2,000トン程度ということがわかりました。

それから、コンクリートがらにつきましては、昨年8月30日の段階でまだ解体するかしないか不明であった特に大型の建物について解体することがわかったもの、そういったものを新たに計上した結果、48万トンほど増加しております。

それから不燃物、これにつきましても不燃物の中の土砂分が大分多いということがわかりまして、44万1,000トンだったものを104万5,000トンということで上方修正しております。

次に、津波堆積物でございますけれども、海から津波によって堆積したものになっているのですが、これにつきましては農地に堆積したものについても災害廃棄物で処理することになりましたので、この部分についても78万トンから130万4,000トンに上方修正しております。

それから、金属くずでございますけれども、実績に基づく精査と書いておりますが、私どもが通常廃棄物の量を測定したり、重量を測定したりする時に使う比重がどうも実際よりは小さいということが実績としてわかってまいりましたので、73万4,000トンから24万6,000トンに下方修正しております。

こういったことで、昨年の8月に435万トンと推計しておりましたものを90万トンほど上方修正いたしまして525万トンと修正をしております。

裏側をご覧ください。この525万トンのうち昨年度処理いたしました51万4,000トンを除い

て、平成24年度以降処理をしていくということで、ここに載せております平成24年度処理計画変更のポイントというところがございますけれども、こういうふうにやっていこうというものでございます。一番左側でございますけれども、一次仮置き場搬出時点ということで、これは2つの区分にしております。混合された状態で集積されたものとほぼ同一のもので分別されて集積されているものということでもあります。下の方にあります同種に分別集積されたものということで津波堆積物や柱材・角材、漁具・漁網など7つほどのジャンルがございますけれども、これはほぼ同種で分別されておりますので、そのまま二次仮置き場から搬出しているというようなものになります。

一方、上の方、混合された状態で集積されたものということで、可燃性の混合物、それから不燃性の混合物がそれぞれ117万4,000トン、74万5,800トンあると推計しております、これらはそれぞれ二次仮置き場において、破碎選別することによって、二次仮置き場において、例えば可燃系混合物であれば可燃物とかふるい下、あるいは不燃物、そういったものに分かれています。同様に、不燃系混合物も可燃物を初め不燃物ということで分別をされていくということで、二次仮置き場の搬出時点におきましては、可燃物が54万4,500トン、ふるい下、これはふるい下というのは可燃系混合物をふるいでふるった下から出てくる有機性のものが多い土砂まじりのものということなのですが、こういったものに分かれます。これらを処理処分していくこととなりますけれども、コンクリートがら、これが約120万トン発生するというようになっておりますが、これらについては復興資材として岩手県内で使っていこうということで計画しております。それから、金属くず19万トンについても同様にリサイクルということでスクラップ業者に売却したいということでございます。柱材・角材、可燃物、不燃物、津波堆積物、漁具・漁網などを右側のような処理フローで処理をしていこうということでございます。これは県内というのは、岩手県内処理の中心が大船渡市にございます太平洋セメント大船渡工場、それからあとは県内の処理施設といいますのは盛岡市を初め市町村、一部事務組合の焼却施設あるいは岩手第2クリーンセンター、三菱マテリアルなどの産業廃棄物処理業者、そういったところにそれぞれの処理できる物を張りつけていくということでございます。

こういったことで、処理をしていきますが、広域というのは最近テレビ、新聞をにぎわしている広域処理ということで岩手県外にお願いするということで、まず現在、概ね行き先がほぼ見えているものについて広域ということで処理フローの中に入れております。

この中で不燃物96万8,200トンということでございますけれども、この96万8,200トンのうち88万9,900トン、ほぼ90万トンについてまだ行き先がわからない、未確定ということでご

ざいます。これらについては、できる限り岩手県内で処理あるいはできるだけ復興資材、津波堆積物と同様に土砂分が多いものでございますので、できる限り公共工事などに振り向けて、それでも使えないものについては廃棄物処理施設、埋め立てする処分場が中心になると思いますが、そういったところに処理をしていただくというようなことで計画をしております。それでも処理ができないものについては、県外の処理ということで広域処理をお願いして、計画どおり進めまして、平成26年3月までに何とか全部処理をしてしまいたいということでございます。今回の処理計画の改正と申しますのが、発生推計量の精査ということで、廃棄物の中身と発生量を上方修正したということでございます。

以上、簡単にご説明いたしました。

○大塚会長 ありがとうございます。ただいま災害廃棄物について、平成23年度処理実績そして、具体的に平成24年度処理計画変更のポイントをご説明いただきましたけれども、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○勝部委員 確認させてください。今説明あった中には、どうも今の説明を聞いていると、これは津波被災地における廃棄物の計画であると聞こえてくるのですが、放射能汚染によるというふうに見れば、内陸の方での、例えば県南の方でかなり農林産物の影響、稲わらであるとか、牧草であるとか、あるいは最近のシイタケほだ木であるとか。シイタケのほだ木は一関だけで約40万本を何とかしなければならぬのですが、その辺が含まれているのかどうか、それをお聞かせください。

○松本災害廃棄物対策課長 今回は、災害廃棄物につきましては沿岸12市町村におきまして、3月11日の東日本大震災津波により発生した災害廃棄物ということございまして、委員のお話でございました放射性物質による汚染というものについては含まれておりません。

○勝部委員 それについてはどこで行っているのですか。

○工藤環境生活部長 農林業系の副産物でございますが、これについては現在県の中で、農林水産部と当部の間で、その処理の考え方について整理してございまして、農林水産部の方ではほだ木あるいは牧草等についていろいろ処理方法について検討した経緯がございますが、現時点では、例えば牧草について農地に還元するとか埋設して処分するという、あるいはほだ木についても腐らせたまま30年間そのままにするというのはなかなか現実的には難しいということがございまして、事業系の一般廃棄物というふうな形で、市町村又は一部事務組合の焼却施設を活用して焼却処理してはどうかというふうな検討がなされているところでございます。焼却処理ということになりますと、市町村の方のご協力をいただかな

くはなりませんし、既に一部市町村では、実証試験的に、放射性物質に汚染された牧草について処理しているということですので、農林水産部と検討させていただくということで考えております。

○勝部委員 わかりました。これに入っていないということはわかりました。ただ、問題としてそういうものが現在あるということ、そして処理詳細計画について全く決まっていな、そういう実態です。それから、側溝の土砂ですけれども、実は県南の市町村は去年の秋の清掃活動の時も側溝には手をつけるなということで住民の方々に言ってあります。今年の春の清掃でも手をつけていません。ですから、側溝がほとんど埋まっているのです。側溝のセシウムを調べてみると2万ベクレルと、周りから全部集まってくるのですよ、側溝に。セシウムは動きますから、去年の秋に航空機で調査して、そのときの数値がいろんな形で言われていますけれども、あんな数字は今では全然当てにならない。今は側溝とか、ため池とか、そういうところに固まっているのです。ですから、それをどうするかという問題も現にあるわけです。

それから、稲わら、牧草については残念ながら、牧草は一般のごみとまぜて薄めて燃やしていますけれども、そのほか暫定基準値が4月から下がりましたから、新たに使えなくなる牧草が大量に発生しているのが、今の現状です。田んぼの畦畔の草なんかは刈って、その場に置いているのです、農家の方々が。それで大雨が降るとその草が水路に流れて水路が簡単に詰まってしまうのです。雨が降らなければいいなと思っているのですが、雨が降ったら完璧に水路がふさがってしまいます。そういう状況にありますので、昨日まで3日間東京へ行って各省庁回って早くしろ、早くしろと言ってきたのですが、なかなか国は動きが鈍いです。そういうことで、今県南の、一関であるとか、奥州であるとか、困った状況でいるのが実態でございます。2万ベクレルを超えるような側溝土砂が大量にこれから出てくる。環境調査したら2万ベクレルを簡単に超えてしまう。ですから、そういうのをどうするかというのが地域としての課題で、これから大きくなっていくことで、正直言って、最終処分はどうしたらいいか決まっていなものですから、打つ手がないことが実際に、今説明いただいた処理計画に含まれていれば助かるなと思ったのですが、なかなかそれも難しいようですので、何とか農林水産部の方と早く進めていただきたいということでお願いします。

○大塚会長 何かコメント等ございませんか。はい。

○工藤環境生活部長 勝部委員から今ご意見承りました、放射性物質に汚染された農林業系の副産物でありますとか、あるいは道路の側溝汚泥だとかでございますが、国の方がなかなか具体的に処

理スキームを打ち出さないという中で、大塚市町村の方で困っているというようなお話はいただいておりますので、県としては、国の対応方針は待つてられないぞというふうな考え方を基に対応してまいりたいというふうに考えております。

○大塚会長 よろしいでしょうか、先ほどご報告ございましたのは沿岸12市町村の災害廃棄物処理詳細計画でした。他に意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 それでは、その他の2番目終わりました、その他の3、委員の皆様何かございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 なければ、事務局から連絡事項ございましたらお願いいたします。

○玉懸総括課長 イベントの御案内を申し上げます。「いわて国際環境シンポジウム」について、お手元の資料の最後の方にチラシをお配りしています。我々の身近にある日用品、シャンプー、化粧品、撥水剤などに、有機フッ素と呼ばれる化合物が使われています。この有機フッ素は化学的に安定であるなどの特長があることから、日用品や工業製品など様々な用途があり、広く環境や生態系から検出される状況となっています。環境保健研究センターでは、平成13年から環境省と協力して、有機フッ素化合物の分析方法を開発し、平成19年からはアメリカ、韓国、中国の大学などと共同研究や技術支援を実施しています。これらの成果により、国際的な条約や内外の法令による規制が進められてきましたが、最近では、有機フッ素の分解物の環境影響も懸念されています。このような状況を踏まえて、環境保健研究センターでは、環境リスクの課題、発生源対策、毒性評価などの関連分野を含めたシンポジウムを開催します。これまでの取組の集大成と位置付けています。7月23日（月）の午後1時から、アイーナで開催し、国内及び米・中・韓の最先端の研究者が専門分野の状況を分かりやすくお伝えするという企画ですので、委員各位の御参加をお待ちしています。また、機会があれば、関係の方面にも情報提供等いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。以上です。

以上です。

○大塚会長 ほかに事務局の方から。

○伊勢企画課長 それでは、私から2点ほどご説明申し上げます。1点目は当審議会の今年度開催スケジュールでございますけれども、本日のように委員全員で出席いただく全体会を今年度あと2回程度開催する予定といたしております。1回目は秋以降を想定しております。

す。あともう一つは定例となっております2月頃に1回程度全体会を予定しているところでございます。

2つ目でございますが、この審議会終了後に各部会を開催いたします。今年度の開催スケジュールなどについては、この後に開催いたします各部会でご説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。各部会の場所ですけれども、先ほど会長の方から部会の指名をした際に3枚つづりの紙をお配りしてございますが、その最後の紙を見ていただきたいと思ひます。県境産廃は803、ここです。大気部会は805、水質部会806、自然・鳥獣部会807、温泉部会808、それぞれで開催したいと思ひています。

開催の流れでございますけれども、まず青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会を開きます。これは各部会に重複所属している委員さんがいらっしゃいますので、ここの場に残っていただいて、この場で開きたいと思ひます。部会長及び職務代理者の選出、実施計画の変更の概要の説明を15分程度で行いたいと思ひます。その間に、特別部会員以外の方は各部会の開催場所に移動していただきたいと思ひます。それから、県境産廃の特別部会が終了いたしましたらば、こちらの特別部会員の皆様は自分の所属する会場の方に分かれていただいて、各部会員がそろい次第、各常設部会を開催していただきます。今回災害廃棄物処理対策特別部会は、開催しない予定でございます。なお、各部会に重複して所属している委員がいらっしゃいますけれども、先ほどお配りした資料の2枚目を見ていただきたいと思ひますが、それぞれの部会委員の皆様の半数を確保しなければならないこともございますので、重複している場合につきましては、灰色に塗りつぶしてある方の部会にご出席いただきたいと思ひております。

事務局からは以上でございます。

○大塚会長 ただいまの連絡事項につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。はいどうぞ。

○野澤委員 明日行われるビオトープフォーラムが盛岡で行われますので、もしご興味ある方がおられましたらご出席くださいませ。

○大塚会長 ありがとうございます。明日開催されるビオトープフォーラムのご案内でございました。

ほかございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 なければ、以上をもちまして議事を終了させていただきます。

6. 閉 会

○伊藤環境生活部副部長 では、以上をもちまして本日の審議会を全て終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。